

市町村振興助成金交付事業の概要

(公財)鹿児島縣市町村振興協会

(1) 助成事業の名称 市町村振興助成金交付事業

(2) 助成事業の開始年度 令和3年度

(3) 助成事業の目的〔実施要領 第3条第1項〕

「新たな市町村振興助成事業」は、本格的な人口減少社会が現実のものとなり、労働力の減少等により、地域経済の規模縮小や住民生活に必要なサービスの提供に支障が生じるなど、県内市町村における地域社会の衰退が危惧される中で、

- ① 地域住民が市町村との連携・協力のもと地域課題を解決するために行う事業や、
- ② 市町村等が取り組む定住対策や交流人口対策 など

「人口減少対策に資する事業」に対し、市町村振興宝くじ収益金等を活用して助成を行うことにより、人口減少社会における地区・集落や市町村を支援する。

(4) 助成事業の根拠規程等〔実施要領 第1条〕

- ① 基金助成金交付要綱（平成26年市町村振興協会要綱第1号）
- ② 市町村振興助成金交付事業実施要領（令和2年市町村振興協会要領第3号）

(5) 助成の対象事業〔実施要領 第3条第1項〕

「地方財政法第32条に規定する事業を定める省令」に定められた事業のうちの次の事業で、「人口減少対策に資する事業」を対象とする。

- ① 地域高齢化・少子化等対策事業
 - ② 地域情報化対策事業
 - ③ 地域経済活性化対策事業
 - ④ 地域社会貢献活動対策事業
 - ⑤ 地域環境保全等対策事業
 - ⑥ 地域課題調査研究・人材育成対策事業
 - ⑦ 地域拠点施設整備対策事業
- (①～⑥の事業を運営する拠点施設の整備)

【参考】同省令に定められた事業のうち対象事業から除いた事業

- ・ 国際交流等の国際化推進事業
- ・ 芸術文化活動の振興に係る事業
- ・ 災害対策及び災害予防のための事業
- ・ 総務大臣が指定する地方公共団体が関与する催しの運営事業

ただし、①～⑦の対象事業で相互に密接に関連するものは、合わせて1件の申請事業として取り扱う。〔実施要領 第4条第2項ただし書き〕

(6) 助成事業の助成金総額（単年度当たり）〔実施要領 第1条〕

当協会の毎年度予算に定める額の範囲内において助成する。

(7) 助成事業の申請団体〔実施要領 第4条第1項〕

- ① 対象事業を実施する地域コミュニティや地域運営組織等を助成する県内市町村
- ② 対象事業を実施する県内市町村

(8) 助成事業の実施期間〔実施要領 第3条第2項第4号〕

事業開始年度の4月1日から5年間以内

(9) 助成事業の申請件数〔実施要領 第4条第2項〕

1市町村につき、複数年度実施事業の各申請年度を含めて、毎年度1件に限る。

(10) 助成事業の主な要件〔実施要領 第3条第2項〕

- ① 対象事業（市町村が事業実施主体となる事業は除く。）は、市町村との連携・協力を前提として、地域コミュニティや地域運営組織等がコミュニティプラットフォームや話し合い活動などを通じて作成した地区・集落計画等（これに代わる既存の計画等を含む。）に基づき取り組むものであり、原則として人口減少対策に資する地域課題の解決に向けた取組みに限る。
- ② 対象事業は、複数年度実施事業を含めて、各申請年度の4月1日以降に実施し、翌年2月末日までに完了する事業（3月以降に完了する事業は除く。）とする。
ただし、複数年度実施事業であって2月末日までに完了しない事業については、実施期間内に限り、事業費の減額変更手続をとれば、減額した（3月分の）事業費は翌年度の事業費に加えて申請できる。
- ③ 原則として、市町村助成事業の完了年度の翌年度以降、市町村助成事業の成果・実績等を生かし、持続可能な取組みが期待できる事業とする。

(11) 1件当たりの助成額〔実施要領 第5条〕

- ① 1件につき、300万円以上2,000万円以内とする。
- ② 複数年度実施事業についても、助成額の総額で300万円以上2,000万円以内とし、総額の範囲内で年度毎に分割した申請額に対して助成することができる。

③ 助成率

ア 離島地域 又は

申請年度の前々年度の財政力指数が0.2未満の市町村	90%以内
イ 申請年度の前々年度の財政力指数が0.2以上0.6未満の市町村	80%以内
ウ 申請年度の前々年度の財政力指数が0.6以上の市町村	70%以内

(12) 審査委員会の設置〔実施要領 第11条〕

助成事業の選定に公正・公平を期すため、申請内容等に知見を有する者の協力を得て、申請書類等の内容審査のための審査委員会（7名程度の委員で構成）を設置する。

(13) 主な申請・報告様式

- ① 基金助成金交付申請書〔交付要綱 第3条〕
- ② 市町村振興助成金交付事業全体計画〔実施要領 第8条〕
- ③ 基金助成事業変更申請書〔交付要綱 第6条〕
- ④ 市町村振興助成金交付事業変更計画〔実施要領 第12条〕
- ⑤ 基金助成事業完了報告書〔交付要綱 第10条〕
- ⑥ 市町村振興助成金交付事業実績報告〔実施要領 第16条〕

(14) 助成金の交付様式

- ① 基金助成金交付請求書〔交付要綱 第12条第1項〕
- ② 基金助成金概算払（前金払）請求書〔交付要綱 第12条第3項〕